**入院中の食費1食あたり20円の引き上げに対するパブリックコメント**

「健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示案に関する御意見の募集について」

意見

1. 入院時の食費の引き上げについては、賛成します。しかし、現在の食料費に加えて光熱費や人件費の高騰を踏まえると、1食あたり20円の引き上げでは不十分です。人件費や委託費の高騰による影響も考慮し、引き上げ額を適切に見直すことを求めます。
2. 物価や人件費の高騰により医療機関の財政が非常に厳しい状況です。食費の引き上げが実施されるまでの間、重点支援地方交付金や地域医療介護総合確保基金などを活用し、今年度の医療機関への財政支援を早急に実施することを求めます。
3. 入院中の食事は治療の一環でもあることから、質の担保が必要であり、質の低下や量の調整はできません。物価に見合った価格転嫁を適正な指標に基づき、公定価格に反映する仕組みの構築を求めます。
4. 今回の入院中の食費1食あたり20円の引き上げは、患者の自己負担のみとされています。現在の物価や人件費の高騰により、家計への負担が増加している状況を踏まえ、食費引き上げの検討にあたっては、自己負担と保険給付との負担バランスを考慮した慎重な議論を求めます。